

平成 1 8 年

高松市教育委員会 9 月定例会

会議録（抄本）

9月28日（木）開会

9月28日（木）閉会

出席委員			
委員長	幡	慶	一
委員	馬	場	和子
	辻	紘	一
	岡	義	博
教育長	横	田	淳一
欠席委員			
委員			
説明のため会議に出席した者等			
教育部長	林	昇	
文化部長	馬	場	朋美
教育部次長 総務課長事務取扱	松	木	健吉
文化部次長 文化振興課長事務取扱	川	崎	正視
学校教育課長	上	原	直行
中央図書館長	中	川	仁
総務課長補佐	白	井	健司
総務課総務係長	佐	々	木啓明
会議録署名委員	馬場和子		
事務局担当書記	谷本泰洋		

【特記事項】 傍聴人1名

議 事 日 程（ 9 月 定 例 会 ）

日程第 1 8 月定例会会議録承認について

日程第 2 議案第50号 高松市文化財の指定解除，登録，指定名称・指定種別の変更
について

日程第 3 報告事項

- 1 平成 1 8 年第 4 回高松市議会定例会について
- 2 教育委員会制度の見直し等に係る国等における主な動きについて
- 3 高松市立川添小学校施設整備等基金運営協議会の開催結果について
- 4 新設統合第一小・中学校（仮称）の小中一貫教育に伴う特区認定申請について
- 5 香川図書館（仮称）整備事業の概要について

日程第 4 高松市教育委員会委員長の選挙等について

日程第 5 議案第51号 平成 1 9 年度使用高松第一高等学校教科用図書について

日程第 6 報告事項

- 6 平成 1 9 年度高松市立幼稚園教員採用選考試験の実施について
- 7 新設統合第一小・中学校（仮称）の小中一貫教育に伴う特区提案について

日程第 7 質疑事項

【平成18年9月28日(木) 議 事 内 容】

午後2時 開会

委員長が、会議録の署名委員に馬場委員を指名。

日程第1 8月定例会会議録承認について

委員長が、8月定例会会議録承認について各委員に諮り、原案のとおり可決。

日程第2 議案第50号

議案第50号 「高松市文化財の指定解除，登録，指定名称・指定種別の変更について」

文化部次長から、高松市文化財保護審議会に諮問した旧町指定文化財の取扱いに対する答申を受けて、旧町指定文化財の指定解除，登録，指定名称・指定種別の変更をすることについて説明。

< 質疑 >

委 員 指定文化財と登録文化財には、どのような違いがあるのでしょうか。

文化部次長 今年6月、高松市文化財保護条例の一部改正を行うまでは、条例上、本市は指定文化財だけでした。旧合併町で指定された文化財の中には、高松市の指定基準と相違がみられるものがあり、それらの文化財をそのまま高松市指定文化財として引き継ぐことは難しい面があります。国では、昭和以降に建築された建物等を文化財とするためにつくられた登録文化財という制度がありますが、高松市もそれに倣い、指定文化財に準じる文化財として保存等の必要があるものについて、登録文化財という制度を条例改正により設置し、対応していくこととしました。その条例改正等を受けて、今回の議案では、12件の文化財について、登録文化財とすることをお諮りしています。

委 員 文化財の指定，登録を受けた場合，毎年，更新等の手続きを行うことは，必要とされているのでしょうか。

文化部次長 損壊等によって、文化財としての価値がなくなってしまった場合には、解除等の手続きを行うこともありますが、通常どおり維持、管理されている文化財について、毎年更新等を行うことはありません。また、文化財としての重要性が再認識され、価値が高まったような場合には、県や国の指定文化財としていくこともあります。

委員長が、各委員に諮り、原案のとおり可決。

日程第3 報告事項

報告事項1 「平成18年第4回高松市議会定例会について」

報告事項2 「教育委員会制度の見直し等に係る国等における主な動きについて」

教育部長および文化部長から、平成18年第4回高松市議会定例会における教育委員会関係の質問および答弁等について説明。ならびに、教育部次長から、議会質問に関連して、報告事項2 「教育委員会制度の見直し等に係る国等における主な動きについて」も併せて説明。

< 質疑 >

委員 学校プールの安全管理に関する質問についてですが、私が学校に勤務していた頃も、プール開きの前には職員会議を行い、体育主任から安全対策等の説明を受けた後、実際にプールへ行って、機械を動かしながら確認をしていました。現在でも、学校現場では同じことが行われていると思いますし、毎年、同じことの繰り返しかもしれませんが、気持ちを新たにするという意味でも、大事なことであると思います。プールの安全性に対して不信感を持たれている方もいらっしゃると思いますが、教育長が答弁された安全確保のための今後の取組みに関しては、学校現場でも実践されることと思いますし、私自身、安心感を覚えました。また、通学路の安全対策に関連することですが、下校時、腕章を付けた多くの地域ボランティアの方々が見回り等に参加し、指導してくださっているのを見かけるのですが、地域の多くの方々が協力してくださっていることは、とても有り難いことだと思っています。

教 育 長 通学路の安全対策に関連し、高松市議会9月定例会において、540万円ほどの補正予算が可決されました。これは、香川県の事業である学校安全ボランティア活動体制整備支援事業で、学校安全ボランティアが使用する消耗品等の購入を市町が行うことに対して、香川県から購入金額の2分の1の補助金が出ますので、その制度を活用するための補正予算です。この予算を活用し、児童・生徒の登下校中に指導を行う際に着用する帽子や腕章、ベストなどの消耗品等を購入の上、各学校に配布することになっています。

委 員 市議会において、認定こども園についての質問がされたのはいつのことでしょうか。また、教育委員に対する説明は、どのようにしていく予定でしょうか。

学校教育課長 6月議会において、認定子ども園に関する質問がありました。認定子ども園については、国の指針は出されていますが、実際に認定を行うのは香川県になります。現在、香川県では議会において審議されているという段階でありますので、詳細な部分までの情報が得られておりません。認定子ども園の概要等につきましては、資料提供をさせていただきたいと思います。

教 育 長 市議会に対しては、6月議会の後に行われた教育民生常任委員会の所管事務調査の中の幼保一体化に関する調査において、月1回程度の報告等をしてきましたので、教育委員の方々にも市議会に提供した資料をお渡ししたいと思います。今年6月、いわゆる認定子ども園法が成立し、この10月1日から施行されることとなりました。認定については、国がある程度の基準を作成していますが、先ほどの学校教育課長の説明のとおり、実際に認定を行うのは都道府県になります。認定を行うためには、認定の詳細な基準等を定めた条例等を香川県が制定する必要がありますが、現在、その条例案が香川県議会へ上程され審議中であります。香川県議会において可決された後、その内容が、高松市に対しても提示されることになると思います。

委 員 高松市では、どこの課が窓口となるのでしょうか。

教 育 長 健康福祉部の保育課が担当します。幼保一体化に関連することですので、教育委員会では、学校教育課も担当しますが、主な窓口は、保育課となります。現行の保育所と幼稚園はそのまま残り、認定子ども園は、第3の施設として設置されることとなります。児童福祉法に基づく保育所の基準、学校教育法に基づく幼稚園の基準と、認定子ども園法および香川県条例に基づく認定子ども園の基準を

整理，調整していく必要があります。香川県条例が成立し，詳細が判明次第，御報告させていただきます。

委員 教育委員会制度について，市長答弁では，「地域に根ざした教育を行うためにも，教職員の人事権移譲を始め，教育委員会制度の見直しにおける権限移譲について，様々な機会をとらえ，積極的に要望してまいりたい」とありますが，市長の考えとしては，教育委員会の権限全体を市長へ移譲するということでしょうか。それとも，スポーツや文化関係など一部の権限を移譲するということでしょうか。

教育部長 教育委員会の権限の一部を市長へ移譲することについて，スポーツや文化関係などの例があがっていますが，それらは認めていこうという方向が示されています。スポーツや文化関係は，教育委員会本来の仕事として考えた場合，あいまいな部分があります。例えば，文化財などについて言えば，文化財自体は文部科学省が所管しておりますが，文化振興という面で考えると，文化というものは幅広いものであり，教育に関するものだけではないということが古くから言われています。文化としての底辺の拡がりというものを考慮した場合，市長部門が行うべきではないかという意見があります。スポーツも同様に，体力の増強ということだけでなく，健康保持という視点でスポーツを捉えた場合，市長部門で行うべきではないかということが言われています。もう一つの人事権移譲についてですが，現在，教職員の人事権は，都道府県教育委員会にあります。小・中学校施設は，市町村教育委員会が所管していますので，施設自体を所有しているにもかかわらず，その施設への教職員の配置や給与は都道府県が行うことになっています。政令指定都市であれば，教職員の人事権が移譲されていますので，行政職員と同じように，市が採用し，市の人事として配置することができますが，それ以外の市町村では行うことができません。市町村としてのまちづくり，市民としての地域に根ざした教育が行いにくいのではないかという意見もあり，それらを行うためには，市町村教育委員会が教職員を採用し，人員配置をすべきではないかという考え方が出てきています。まずは，一定規模以上の都市へ人事権の移譲ということで，中核市へ人事権を移譲すべきであるという方向が打ち出されており，その具体的な対応が検討されています。

教育長 文部科学省の考えとしては，中核市へ人事権を移譲させるということで，早ければ，来年にも関係法案を提出しようという動きがあります。中核市の教育長会で行ったアンケートでも，75パーセント近い中核市が，都道府県からの人事権

移譲について賛成または概ね賛成となっています。

報告事項3 「高松市立川添小学校施設整備等基金運営協議会の開催結果について」

教育部次長から、平成18年9月4日に開催された高松市立川添小学校施設整備等基金運営協議会の開催結果について説明。

<質疑>

委員 平成18年度事業計画として、数件の備品購入等が計画されていますが、この基金を川添小学校以外の学校にも使おうという議論はされなかったのでしょうか。

教育部次長 現時点では、そこまでの意見はあがりません。運営協議会委員には、川添小学校および地区自治会関係者にも加わっていただいているのですが、今後の基本的な考え方として、川添小学校の教育環境整備を中心とするが、事業内容によっては、他の学校にも波及させるということについては、御理解をいただいています。

報告事項4 「新設統合第一小・中学校（仮称）の小中一貫教育に伴う特区認定申請について」

学校教育課長から、平成18年9月26日付けで行った、新設統合第一小・中学校（仮称）の小中一貫教育に伴う特区認定申請について説明。

<質疑>

委員 配布資料の新設統合第一小・中学校（仮称）の教育課程表に「新設教科は、総合的な学習の時間を充てて実施する。」と記載されているように、総合的な学習の時間を0時間とするという記載ではなく、総合的な学習の時間を充てて、新設教科を設定するということが明記されている点は、良いことではないでしょうか。

学校教育課長 新設教科といっても、内容的には総合的な学習の時間でも取り扱われるようなものであり、教育委員会定例会でも御指導をいただいたように、総合的な

学習の時間を廃止してしまうという印象を与えるような記述ではなく、総合的な学習の時間を充てて、環境教育とキャリア教育を二本柱とした新設教科を設定することが明確にわかるものとなりました。

委員 小学校からの英語教育に関しては、言語と体験を大切にしていくということで、言語そのものの学習だけではなく、英語活動についての記載もされている点は、とても良いと感じました。

報告事項5 「香川図書館（仮称）整備事業の概要について」

中央図書館長から、旧香川町庁舎を改修し、平成19年4月下旬に開館を予定している香川図書館（仮称）整備事業の概要について説明。

<質疑>

委員 香川図書館の規模は、どの程度でしょうか。

文化部長 収蔵数が、松島図書館よりやや多いくらいですから、比較的、大きい施設といえます。開館時の蔵書数の目標が、60,000冊となっていますが、新しい本も多数購入しますので、貸出し冊数は15,000冊以上、場合によっては20,000冊にもおよぶと見込んでいます。

委員 図書カードは、既存の図書館と共通のものが使用できるのでしょうか。

文化部長 共通のコンピューターシステムで管理を行いますので、現在の図書カードを使用することができます。

委員 それでは、中央図書館で借りた本を香川図書館で返却することも可能ということですね。

教育長 合併後、旧町庁舎では、建物内に空きスペースができてしまった所もありますので、このように図書館として整備することは、旧庁舎の有効活用の良い例になると思います。

委員 香川図書館の閲覧室は、学生が勉強のために利用するものとしては考えられていないのでしょうか。

文化部長 今のところ、そのような利用は考えておりません。自習室を設置することについての需要はあると思いますが、危機管理上、人員配置の問題もありますし、

必要最小限の人数で運営していかねばなりません。また、都市部の図書館サービスでは、例外もありますが、自習室等の提供を行っていないのが一般的です。本来の意味での図書館サービスとは、長期的な視点で、資料の収集、保存を行い、情報提供を行うということでもあります。そのことから自習室の設置は行わずに、香川図書館の整備を進めていくこととしています。

委員 旧香川町の人口はどれくらいだったのでしょうか。

中央図書館長 約24,000人でした。

文化部次長 香川図書館の利用者として想定しているのは、香川町をはじめ、香南町、塩江町、一宮町、仏生山町などの地域住民であり、83,000人程度の方が居住されています。また、車を利用する方であれば、駐車場の関係もありますので、中央図書館よりも香川図書館を利用するという方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

教育長 香川町では、体育館などのスポーツ関係施設が充実していたのに比べ、文化関係施設が少なかったということがありますので、香川図書館は、地域の方々にとっても喜ばしいことではないのでしょうか。

委員 これだけの施設を整備するのですから、内容を充実させるとともに、積極的に広報活動を行っていかねばならないと思います。

文化部次長 施設整備というハード面だけでなく、接客などのソフト面についても、敷居を低くして利用しやすいような雰囲気づくりを進めるとともに、職員が十分な蔵書の知識も持てるように、研修等を行っていきたいと思います。

委員 席数は、どの程度でしょうか。

中央図書館長 100席ほど確保する予定にしています。

委員 中央図書館の2階部分などもかなりの席数があったと思いますが、中央図書館は、どのくらいの席数でしょうか。

中央図書館長 中央図書館は、1・2階部分に合わせて148席あります。

委員 では、香川図書館もかなりの規模ということですね。

日程第4 高松市教育委員会委員長の選挙等について

平成18年9月30日をもって、任期が満了する高松市教育委員会委員長について、教

育部次長が選挙等についての説明を行うとともに、選挙方法について、各委員に諮る。

指名推薦とする動議が提出され、全員の賛成により、動議は成立。

委員長については、引き続き、幡委員長に、委員長職務代理者についても馬場委員とする指名推薦があり、各委員異議なしのため、委員長には幡委員長が再選、委員長職務代理者には、馬場委員が指定された。

委員長が、日程第5 議案第51号、日程第6 報告事項6および報告事項7について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項の規定により、会議は公開しないことを、各委員に諮り、非公開とすることに決する。

日程第5 議案第51号

議案第51号 「平成19年度使用高松第一高等学校教科用図書について」

<非公開審議，内容不記載>

日程第6 報告事項

報告事項6 「平成19年度高松市立幼稚園教員採用選考試験の実施について」

<非公開審議，内容不記載>

報告事項7 「新設統合第一小・中学校（仮称）の小中一貫教育に伴う特区提案について」

<非公開審議，内容不記載>

日程第7 質疑事項

委員から、福岡市で開催された平成18年度市町村教育委員会研究協議会について報告。

午後4時30分 閉会

議決事項

「高松市文化財の指定解除，登録，指定名称・指定種別の変更について」

「平成19年度使用高松第一高等学校教科用図書について」